

サポートネットすまいる

障害者就業・
生活支援センター

障害者就業・生活支援センターは「なかばつ」とも呼ばれ、障がい者に対する総合的支援の充実を目的として設立された組織です。障がい者の就業と生活における自立を図るために雇用・保健・福祉・教育など関係機関と連携し、就業面及び生活面における具体的な相談・支援を行っています。また障がい者雇用の促進及び安定を図ることを目的としており、大分県内には6つのセンターがあります。

おおいたのなかばつ



＜地域総合支援センター事業紹介＞



サポートネットすまいる

- ・障害者就業・生活支援センター事業（なかばつ）
- ・相談支援事業（福祉サービスの利用に関する相談等）
- ・居宅介護支援事業
- ・ホームヘルプ事業（訪問介護、移動支援等）

大福

- ・就労継続支援 A型事業
カフェ＆レストラン natura+∞（ナチュラエイト）
宇佐市大字四日市 2482番地1
TEL:0978-25-4688
月曜定休
- ・パンと豆腐の製造・販売
請負作業（清掃等メンテナンス）
- ・就労移行支援事業
- ・就労定着支援事業

どんぐり

- ・児童発達支援センター事業
- ・保育所等訪問支援事業
- ・放課後等デイサービス事業
- ・巡回支援専門員整備事業

カフェ＆レストラン
natura+∞（ナチュラエイト）
宇佐市大字四日市 2482番地1
TEL:0978-25-4688
月曜定休



用アドバイザー・後藤吉央さん
カーネ岡嶋航平さん

社会福祉法人
大分県社会福祉事業団
サポートネットすまいる 〒879-0471 宇佐市大字四日市 2482番地1（地域総合支援センター内） ☎0978-33-1015
<https://www.oitaswo.jp/>

障害者雇用納付金制度

障がい者の雇用に関する事業主の社会連帯責任を果たしていくため、法定雇用率を満たしていない事業主はから納付金を徴収する一方、障がい者を多く雇用している事業主に対して、調整金や報奨金、各種の助成金を支給しています。

◆制度のポイント◆

- ※常用労働者 100 人超の事業主のみ
- ・毎年度、納付金の申告が必要です。
- ・法定雇用率を下回る場合は、申告とともに納付金の納付が必要です。
(納付金：不足 1 人あたり月額 5 万円)
- ・法定雇用率を上回る場合は、事業主の申請に基づき調整金が支給されます。
(調整金：超過 1 人あたり月額 2 万 7 千円)

※常用労働者 100 人以下の事業主については、各月の雇用障がい者数の年度間合計数が一定数を超えて障がい者を雇用している場合に報奨金が支給されます。(報奨金：超過 1 人あたり月額 2 万 1 千円)

障害者雇用率制度

全ての事業主は、従業員の一定割合（＝法定雇用率）以上の障がい者を雇用することが義務づけられており、これを「障害者雇用率制度」といいます。

民間企業の雇用率 2.3 %

（例）常時雇用している労働者が 120 人の企業の場合、2 人以上の障がい者雇用義務があります。

$$120 \text{ 人} \times 2.3\% = 2.7 \text{ 人}$$

◆障がい者の算定方法◆

	30 時間以上	20 時間以上
身体	1	0.5
重度	2	1
知的	1	0.5
重度	2	1
精神	1	0.5

※精神障がい者である短時間労働者で、新規雇入れから 3 年以内の方または精神障がい者保健福祉手帳取得から 3 年以内の方かつ、令和 5 年 3 月 31 日までに雇入れられ、精神障がい者保健福祉手帳を取得した方については、0.5 ではなく 1 と算定します。
(ただし、上記を満たしても対象にならない場合もあります。詳細はハローワークにお尋ねください。)



昨年度の就職後の定着率は県北エリアで 85 % でした。障害者就業・生活支援センターでは、障がい者雇用の中で一番難しいとされている就職後の定着支援も特に行っています。

「能力や体力は人によって全く異なるので、その人に合った目標で支援ができるよう日々勉強です。職場定着を図るうえで大事なのは就職する前のマッチングです。ハローワークなどの関係機関の協力を得ながら、本人と企業の要望をどれだけ合わせていただけるかで定着率も違ってくる感じています。」（足着支援アドバイザー・大石直美さん）

「雇入れ体験は 1 日 6 時間から始め、様子を見ながら 8 時間にするなど慎重に調整。障がい者が配慮してほしい点なども聞き取りながら、企業へ伝えていきます。」（就労支援ワーカー・福田トモ子さん）

「あらゆる面において、一人ひとりの個性や能力を尊重する事が就職と高い定着率に繋がっていると言えます。

同居やグループホームへの入居などに応じて、定期的に家庭訪問などを行いながら生活の状況を把握。生活面の安定は基本となり、仕事への影響も大きいので特に配慮が必要となります。

（なかばつの利用対象者・障がいのある方や一般企業に就職をしている方や既に企業で働いているサポートが必要な方）

